

昭和41年12月22日

○兵庫県工業用水道供給条例 (条 例 第 5 9 号)

目 次

- 第1章 総則 (第1条～第3条)
- 第2章 給水の申込み及び使用水量の決定 (第4条～第9条)
- 第3章 給水施設の工事及び管理 (第10条～第12条)
- 第4章 給水 (第13条～第18条)
- 第5章 料金 (第19条～第21条)
- 第6章 雑則 (第22条～第25条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、兵庫県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第57号。以下「設置条例」という。）第1条の規定により設置された兵庫県工業用水道事業に係る料金その他の供給条件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 設置条例第2条第2項に規定する工業用水道（以下「工業用水道」という。）を使用する者をいう。
- (2) 基本使用水量 第5条第1項の規定により通知した1日当たりの使用水量をいう。
- (3) 特定使用水量 第7条第3項の規定により通知した1日当たりの使用水量をいう。
- (4) 給水施設 使用者において設置する給水管その他給水のために必要な施設で、工業用水道に接続する部分から受水槽までの部分をいう。

(給水の対象)

第3条 給水は、1給水先当たりの1日の給水量が、揖保川工業用水道及び市川工業用水道にあつては300立方メートル、加古川工業用水道にあつては1,000立方メートル以上の者に対して行なうものとする。ただし、これらの水量未満の場合であっても特に管理者が支障がないと認めるときは、給水を行なうことができる。

第2章 給水の申込み及び使用水量の決定

(給水の申込み)

第4条 給水を受けようとする者は、管理規程に定めるところにより給水の申込みをしなければならない。

(基本使用水量の決定等)

第5条 管理者は、前条の規定による申込みを受けた場合においては、次項において給水を拒む場合のほか、その申込みをした者の1日当たりの使用水量その他必要な事項を定め、これをその者に通知するものとする。

2 管理者は、前条の規定による申込みを受けた場合において、工業用水道の給水能力がないときその他正当な理由があるときは、給水を拒むことができる。この場合において、管理者は、その旨をその給水の申込みをした者に通知するものとする。

(基本使用水量の変更)

第6条 前2条の規定は、基本使用水量を変更する場合に準用する。

(特定使用)

第7条 管理者は、給水能力に期間又は時間により余裕があるときは、期間又は時間その他必要な条件を定めて給水を行うことができる。

2 前項の規定による給水を受けようとする者は、管理規程に定めるところによりその申込みをしなければならない。

3 管理者は、前項の規定による申込みを受けた場合においては、その申込みをした者の使用水量及びその使用条件を定め、これをその者に通知するものとする。

(特定使用水量の変更)

第8条 前条第2項及び第3項の規定は、特定使用水量を変更する場合に準用する。

(給水の廃止)

第9条 使用者が給水を受けることをやめようとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出は、給水を受けることをやめようとする日の3箇月前までにしなければならない。

第3章 給水施設の工事及び管理

(工事計画の承認及びしゅん工検査)

第10条 使用者が、給水施設の新設、増設、改造又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとするときは、あらかじめ、その工事の計画が管理規程に定める基準に適合するものであることについて管理者の承認を受けなければならない。給水施設の工事完了前に、当該承認を受けた計画を変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 前項の工事を行なった者は、その工事を完了したときは、直ちに、その旨を管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

(給水施設の管理)

第11条 使用者は、給水施設に漏水その他異状があると認めるときは、直ちに、管理者に届け出るとともに、修繕その他必要な措置を行なわなければならない。

2 前項に規定する場合において、使用者が給水施設の修繕その他必要な措置を行なわないときは、管理者は、使用者にその修繕その他必要な措置を指示し、又は自から行なうことができる。

3 前項の規定により管理者が給水施設の修繕その他必要な措置を行なった場合の費用は、使用者の負担とする。

(給水施設の検査)

第12条 管理者は、給水の適正を図るため、必要があると認めるときは、その指定する職員をして給水施設を検査させることができる。

- 2 前項の規定により給水施設の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第4章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、常時均等に行なうものとする。

- 2 給水は、災害又は工業用水道の損傷、新設、増設、改造、撤去、維持修繕その他やむを得ない場合のほか、制限し、又は停止することはない。
- 3 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとする場合は、あらかじめ、その日時及び原因を使用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合にあつては、この限りでない。
- 4 給水の制限は、特定使用水量、基本使用水量の順に行ない、使用者ごとの制限水量は、使用者ごとの特定使用水量又は基本使用水量に、総特定使用水量又は総基本使用水量に対する総制限特定使用水量又は総制限基本使用水量の割合を乗じて得た水量とする。
- 5 給水の制限又は停止により使用者に損害が生ずることがあつても、県は、その責任を負わない。

(使用開始の延期等の届出)

第14条 使用者は、自己の都合により工業用水道の使用開始日を延期し、使用を休止し、又は基本使用水量若しくは特定使用水量の範囲内で使用水量を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

(メーターの設置)

第15条 使用者は、管理者の指定する箇所に、管理者の行なう検査に合格したメーターを設置しなければならない。

(使用水量の決定)

第16条 管理者は、毎月定例日（工業用水道の使用を休止し、又は廃止した場合にあつては、そのつど）に、メーターを点検し、使用水量を決定する。ただし、メーターの故障等により使用水量が不明のときは、管理者が使用水量を認定する。

- 2 管理者は、工業用水道の使用が開始される時又はメーターを点検したときは、使用者立会いのうえ、メーターに封印するものとする。

(給水の適正保持のための指示)

第17条 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、給水施設及びその使用方法の改善等の措置を指示することができる。

(水圧)

第18条 工業用水道の配水管末における最低水圧は、1平方センチメートル当たりおおむね0.5キログラムとする。

第5章 料金

(料金の徴収)

第19条 管理者は、工業用水道の使用につき、料金を徴収する。

2 前項の料金は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額に 100分の 110 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 基本料金 別表に掲げる施設に応じて定める料率に、その月における基本使用水量を合計して得た数を乗じて得た額

(2) 特定料金 別表に掲げる施設に応じて定める料率に、その月における特定使用水量を合計して得た数を乗じて得た額

3 使用者が、基本使用水量又は特定使用水量の全部若しくは一部を使用しなかった場合であっても、基本使用水量及び特定使用水量の全部を使用したものとみなす。

(料金の納付)

第20条 料金は、納入通知書により、毎月分をその月の25日までに、納付しなければならない。

(料金の減額)

第21条 第13条に規定する給水の制限又は停止をした場合において、基本使用水量又は特定使用水量（第14条の規定による届出があるときは、その届出に係る水量）に不足を生じたときは、管理規程に定めるところにより料金を減額することができる。

第6章 雑則

(名称等の変更)

第22条 使用者は、その氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があった場合は、すみやかに、管理者に届け出なければならない。

(使用者の地位の承継等)

第23条 使用者について、相続、合併又は分割（工業用水道の使用に係る事業を承継させるものに限る。）があつた場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該工業用水道の使用に係る事業を承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した者は、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(給水の制限又は停止の処分)

第24条 管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、第13条第2項の規定にかかわらず、給水を制限し、又は停止することができる。

(1) 給水した水を工業用、消火の用若しくは管理者が特に必要と認める用以外に使用したとき。

(2) 基本使用水量及び特定使用水量をこえて使用したとき（工業用水道及び給水施設の操作上やむを得なかつた場合は除く。）。

(3) 料金その他この条例の規定により納付しなければならない金額を納期限までに納付せず、かつ、督促しても納付しないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき又は知事から公害防止のために工業用水の供給停止等の要請があつたとき。

2 使用者は、前項の規定により給水の制限又は停止の処分を受けた場合においても、

当該処分の際に係る料金を納付する義務を免れない。

(補則)

第25条 この条例の施行に際し必要な事項は、管理規程で定める。

別表 (第19条関係)

名 称	料 率 (1立方メートル当たりの額)
揖保川第1工業用水道	4.3円
揖保川第2工業用水道	14.3円
市川工業用水道	15.0円
加古川工業用水道	25.0円

備考 揖保川第1工業用水道は第1取水地において取水し、使用者に給水するものをいい、揖保川第2工業用水道は第1取水地及び第2取水地において取水し、配水管によって使用者に給水するものをいう。